

## 第2章 課題解決のためのまちづくり方針

### 1. 加賀市が目指す将来像

第3次加賀市都市計画マスタープラン（令和5年4月策定）では、目指すべき都市像として、都市づくりの将来像（テーマ）を以下のように掲げています。都市計画マスタープランと本計画は密接に関連するものであるため、同一の将来像に整合を図ります。

**ひと・もの・地域をつなぎ  
安心 便利に 新たな価値を創出し続けるまち**

本市は古くより培ってきた歴史・文化や豊かな自然環境、温泉など、様々な資源を有しています。一方で、今後、更に進むと予想される人口減少や少子高齢化社会など、私たちの生活を取り巻く環境が大きく変化しつつある中において、定住人口や交流人口を増やしていくことは、本市にとって喫緊の課題となっています。

本市が抱える様々な課題を乗り越え、将来にわたり継続的に都市が発展していくためには、本市が有する豊富な地域資源の活用とともに、ひと・もの・地域が相互に連携し、かつ生活の質の向上が図られた、安全で便利な社会を形成していくことが必要になります。

今後は、総合計画の将来都市構造にある7つの地域拠点（大聖寺・山代・片山津・動橋・作見・橋立・山中）それぞれの特色を活かしつつ、特に作見地域のうち加賀温泉駅の周辺を本市の活力の中心として、積極的なまちづくりを進めていくと同時に、将来にわたっても便利で快適な生活が送れるよう、新しい技術を積極的にまちづくりに取り入れていきます。

### 2. まちづくりの基本方針

持続可能な都市経営は、これまでの視点「コンパクトシティ（長期）」と新たな視点「スマートシティ（短中期）」の2つの視点が欠かせないため、「スマートシティ」の視点を積極的に取り入れながら、都市の構造のあり方、都市内・都市間の連携方法、都市の中で充実させるべきものなどを明確にした上で、都市づくりを推進していくことが必要です。

そこで、都市づくりの将来像（テーマ）を実現するために、共通方針として、新技術の積極的な導入などスマートシティの考え方を踏まえつつ、次の4つの基本方針を階層に分け、それぞれに関連する施策を重ね合わせて進めます。

**共通方針：「未来型の都市基盤・生活様式の創出」**

**～新技術の積極的な導入による、便利で効率的な生活の質の向上～**

近年のデジタル技術の革新や進歩はめざましく、これまで解決できないとされていた社会課題を解決することが可能となり、更には分野横断的に都市が抱える課題を効率よく同時に解決することも可能になりつつあります。

都市の利便性と魅力向上のために、まちづくりのあらゆる分野に対してこれらの技術を横断的に取り入れることで、「未来型」の便利で快適な都市を形成し、市民生活の質の向上を図り、定住人口や交流人口の増加を目指します。

**基本方針1：「集約・コンパクト化」**

**～まちなかの充実による、都市の機能が集約されたまちづくり～**

人口減少が続き、都市の人口密度の減少や空洞化も懸念される中、都市機能を維持していくためには、市街地を拡大していくことは望ましくありません。

今後は、市内の7つの地域拠点（大聖寺、山代、片山津、動橋、作見、橋立、山中で形成されている市街地）の質的な充実を進めるほか、地域拠点への生活利便施設の緩やかな誘導により、歩いて暮らせる、便利で都市の機能が集約されたコンパクトなまちの形成を進めます。

**基本方針2：「連携・ネットワーク化」**

**～ひと・ものの相互連携や、道路網・公共交通網の形成と充実～**

7つの地域拠点を互いに連携する道路網や公共交通の充実により、それぞれの地域拠点での暮らしの利便性の向上を図るとともに、各地域拠点の観光資源や生活に必要な施設の相互連携を図ります。

また、北陸新幹線加賀温泉駅の開業は、本市にとっても都市再生のチャンスであり、新幹線駅を拠点とし、市内のネットワークを充実させることにより、新幹線効果を市内外に発現します。

**基本方針3：「都市基盤・施設の有効活用」**

**～快適で安全な暮らしを支え、住みたくなる都市基盤・施設の確保・活用～**

住民が快適で安全な生活を送ることができ、本市で「住みたい」と思ってもらうためには、道路・公園・上下水道などの都市基盤のみならず、防災・防犯対策の充実、学校・病院・福祉施設などの施設の充実が不可欠です。

これらの施設の中には、老朽化が進み、近年中に更新時期を迎えるものも多く、今後は適正管理が重要になってきます。そのため、「加賀市公共施設マネジメント基本方針」を踏まえ、都市基盤の長寿命化に加え、施設の適正配置、機能の転換・複合化を図っていきます。

合わせて、官民が連携して既存の公共施設の有効活用を積極的に行い、住みたくなる、住んで良かったと実感してもらえる都市づくりを進めます。

**基本方針4：「地域の魅力・活力の創出」**  
**～地域活性化の原動力となる、自然・文化・産業の発展と人材の確保～**

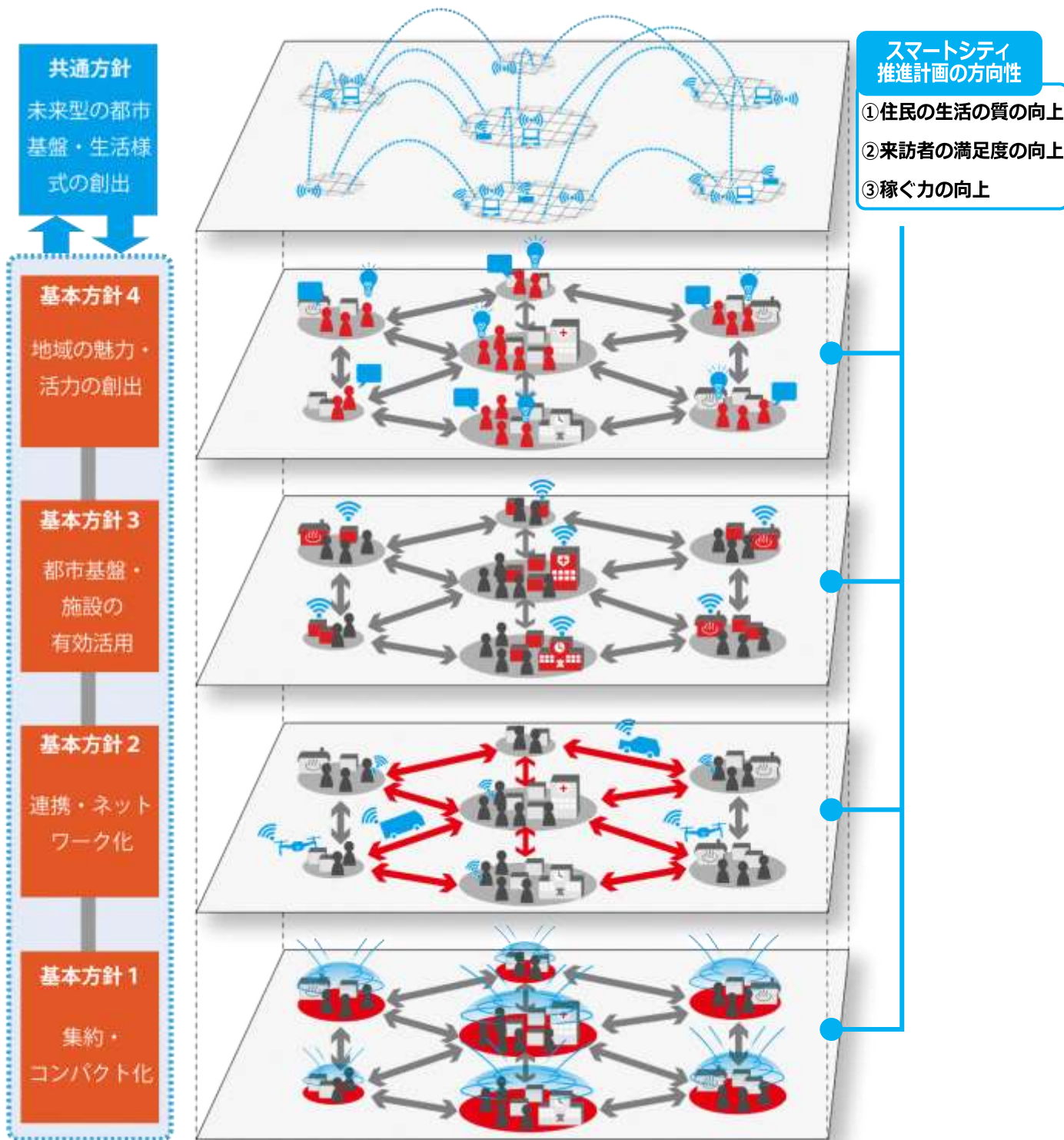
活力ある地域づくりのためには、本市が有する自然環境や文化、温泉をはじめとした魅力的な観光資源などの地域資源のさらなる発展と、農林水産業や工業の振興、そして居住者や来訪者の増加、次代を担う人材の確保を図っていくことが不可欠です。

特に北陸新幹線加賀温泉駅開業の効果を最大限に発揮するために、これらの「地域活性化の原動力」とも言える「自然」「文化」「産業」「人材」をこれからも確保・創出し、かつ磨き上げ、成長を促すことで、本市の持続的・継続的な発展を図ります。

### 3. 基本方針の階層イメージ

未来型の都市基盤・生活様式の創出を共通方針に、4つの基本方針に沿ったまちづくりをそれぞれで進め、重層的に効果を重ね合わせたうえで、それらを同時に推進・成長させていきます。

【基本方針の階層イメージ】



## 4. 立地適正化計画の基本方針

本市は、数度の市町村合併により、市街地が分散した多極分散型の都市構造となっています。各市街地において人口減少が進む中、作見地域に限っては、北陸新幹線加賀温泉駅の開業など、人が集まる地域として市街化が進んでおり、本市の中心に位置するこの地域を拠点とし、各市街地をつなぐ利便性の高い公共交通の充実を図ります。また、その他の市街地では、既存の生活利便施設や公共施設の維持と新たな施設の誘導を図り、生活利便性が高く、住みやすいまちの形成を進め、居住を誘導します。

都市計画マスタープランや本計画における都市づくりの将来像である「ひと・もの・地域をつなぎ 安心 便利に 新たな価値を創出し続けるまち」と整合を図り、本計画の基本方針とこれを支える誘導方針を以下のように定めます。

### 【都市づくりの将来像】

ひと・もの・地域をつなぎ  
安心 便利に 新たな価値を創出し続けるまち



### 【本計画の基本方針】

生活利便施設が集約したエリアに居住を誘導

#### 【基本方針を支える4つの誘導方針】

##### 1) 既存市街地と新幹線駅前へ生活利便施設を誘導

- ・既存の生活利便施設や公共施設が集積したエリアにおいて、都市機能や居住を維持・誘導
- ・市の中心に位置する北陸新幹線加賀温泉駅前へ、商業施設など既存の生活利便施設を維持・誘導

##### 2) デマンド型公共交通の充実による利便性向上

- ・KAGA あんしんネット<sup>※</sup>を形成する、乗合タクシー「のりあい号」、生活バス路線、周遊観光バス「キャン・バス」の運行を推進
- ・MaaSの推進による、市内外への様々な移動に対する継ぎ目のない公共交通の連携

##### 3) 公共下水道エリアの見直しと下水道の接続促進

- ・居住を誘導する区域外の公共下水道エリアの見直しと、下水道の接続促進による持続可能な都市運営

##### 4) 交流人口、定住人口、関係人口の増加による活力の維持

- ・北陸新幹線加賀温泉駅の開業を契機とした、温泉地などへの観光客誘致による交流人口の増加
- ・起業の支援や関係人口の増加による新しい活力の創出と定住人口の確保

<sup>※</sup>KAGA あんしんネット：誰もが安全安心に通院や買い物ができる地域交通システム。

## 5. 低未利用土地利用等指針

都市づくりの将来像である「ひと・もの・地域がつながる 住んでいたい 訪れてみたい 輝きが集約されたまち」や、本計画の基本方針である「生活利便施設が集約したエリアに居住を誘導」の実現に向けて、低未利用土地が支障となることが考えられます。

低未利用土地は、長期間利用されていない「未利用地」と利用の頻度が低い「低利用地」の総称です。具体的には、空き地、空き家、空き店舗、工場跡地や一時的に利用されている農地や資材置き場などで、本市の市街地には、これらが多く存在しています。

この低未利用土地に対し、居住誘導区域内における利用指針及び管理指針を定めます。

### (1) 利用指針

#### ①空き家バンクの登録推奨

本市が設ける空き家バンクへの登録を推奨し、その登録情報の公開など積極的に活用することで、空き家を有効利用する人を募り、不動産の流通を促進します。

市街地の中心部においては、空き家・空き店舗の積極的な利活用を促し、市街地の魅力向上と賑わい創出を図ります。

これらの低未利用土地については、まちづくり活動やローカルベンチャー\*などの受け皿として活用するなど、行政と民間の協働による利用促進を図ります。

### (2) 管理指針

#### ①倒壊の危険がある老朽空き家の解体撤去

長期間居住されていないため老朽化が著しい家屋は、倒壊による被害のおそれがあるため、原則として所有者による修繕・解体・撤去など、保安上適切な対策を促進します。また、特定空き家としての指定、撤去などの対策を推進します。

#### ②良好な環境・景観の保持

低未利用土地は、防災に関する不安だけでなく、市街地の景観や環境の悪化、犯罪の発生など、多くのマイナス要因が考えられるため、敷地内の除草や伐採、散乱したごみの除去などによる景観や環境の保全と美化に努めるとともに、空き家の施錠など防犯対策を促進します。

\*ローカルベンチャー：様々な地域課題の解決と持続可能な地域社会づくりのために起業したベンチャー企業